令和８(2026)年度感染症対策デジタル情報発信・分析業務委託
公募型プロポーザル質問に対する回答

令和８(2026)年11月11日

保健福祉部感染症・疾病対策課

No.	質問	回答
1	実施要領３（６）の「類似業務に係る受注実績」について、民間企業から受託した、Google広告・Yahoo!広告等のディスプレイ広告運用、YouTube・TikTok等の動画広告運用、広告効果の測定・分析・改善提案の業務は、類似業務として認められますか。国・地方公共団体からの受託実績や、感染症対策関連の業務実績は必須でしょうか。	民間企業における受注実績も類似業務として認めており、行政庁における受注実績がない企業からの参加を妨げるものではありません。
2	実施要領３（６）の「類似業務に係る受注実績」について、発注者が提供した広告素材を使用し、配信設計・運用最適化・効果分析を行った実績も対象になりますか。また、受託時期・契約金額・広告媒体・業務範囲・実績証明書類等について、類似業務の認定基準がありましたらご教示ください。	発注者の提供した広告素材を使用した場合も実績対象となります。なお、個別の実績が類似業務に該当するかについては、提出された内容に基づき判断します。
3	実施要領３（６）の「類似業務」とは、広告配信業務の受注実績を指すのでしょうか。あるいは、データ分析・効果測定業務の受注実績や、感染症分野におけるコンサルティング業務（情報発信・分析支援）の実績も「類似業務」に含まれますでしょうか。	「類似業務」とは、本業務の仕様書に記載する業務内容と同種又は同程度の業務を指します。具体的には、デジタル広告の配信及び効果測定・分析に関する業務実績を想定しています。なお、個別の実績が類似業務に該当するかについては、提出された内容に基づき判断します。
4	参加表明及び企画提案に当たり、受注実績を証する書類（契約書の写し等）の提出は必要でしょうか。また、契約書を締結していない業務について、発注者が発行する証明書や業務報告書等により実績を証明することは可能でしょうか。	契約書等の写しは必須事項とはしていません。業務概要、実施内容及び成果を具体的に記載するとともに、可能な限り定量的な指標（KPI等）の結果も示してください。
5	実施要領３（２）の「申請済」の確認方法について、栃木県競争入札参加資格の新規申請を栃木県電子申請システムにより行った場合、申請の送信（受付）をもって「申請済」として取り扱われますでしょうか。また、参加表明書の提出に際し、申請済であることを証する書類（申請受付メール等）の添付は必要でしょうか。	本県電子申請システムでの申請受付をもって「入札参加資格の取得を申請済の者」と判断します。また参加表明書の提出に際し、申請済であることを証する書類の提出をお願いします。
6	実施要領３（２）の入札参加資格について、資格の決定には申請受付から40日程度を要すると承知しております。企画提案書の提出期限（11月20日）時点で資格決定に至っていない場合でも、企画提案書の提出及び審査は可能でしょうか。	参加表明書の提出時点において入札参加資格の取得を申請済であれば、企画提案書の提出を可能とし、また審査対象とします。